

病気やけがで日常生活やお仕事に支障 のある方へ～無料相談会～ 5/11(土) 6/15(土)

生活支援として年金を受け取る ことができるかもしれません

国による
生活保障の
年金

経済面の
支援

身体障害、
内臓疾患や
うつなどの
精神疾患

殆どの傷病が
対象

公的年金専門の社会保険労務士による

障害年金無料相談会 (完全予約制)

- 13:20～、14:30～、15:40～ (約一時間。先着3名様)
- 枚方市総合文化芸術センター マルチスペース1



障害年金という名称から、身体障害をイメージされる方がほとんどです。しかし、ほとんどの病気やけがが対象となる現役世代の方への制度です。うつ病などの精神疾患やガンなどでも受給できます。

働いていたらもらえない、先に障害者手帳をもっていないと手続きできない、といったルールもありません。

当相談室をご利用になったお客様でも、働きながら受給されている方はいます。

お客様のご相談は、安心してお話していただけるよう、個室をご用意しております。ひとりで悩まず、一度ご相談くださいませ。

さくら障害年金サポートルーム
枚方市南楠葉1-1-41昭光ビル3階
特定社会保険労務士 本山美子
全国社会保険労務士会連合会登録番号27200007

◆よくあるご相談

- ✓ 自分は年金受給の対象になるの？
- ✓ 病気で働けなくなった。社会保険はどうすれば…？
- ✓ 役所で説明は受けたが、複雑でよくわからない…
- ✓ 担当医に対象ではないと言われたけれど…

人生を変える障害
年金を、
早く確かな方法で
あなたへ届けたい



072-845-4210

メールフォーム





このようなことで
お困りではありませんか？

- ◆ 働いてたら受給できない？
- ◆ 所得制限はあるの？
- ◆ 病院にカルテがなく初診日証明ができない。
- ◆ 申立書の書き方が分からない。
- ◆ 診断書のチェックって必要？
- ◆ 障害者手帳がないとダメ？
- ◆ 気にはなるが、どうすればいいか知りたい。
- ◆ 自分は可能性があるのか話を聞いてみたい。



072-845-4210

メールフォーム

